

令和 7 年度 公共交通ネットワーク構築事業
交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務
公募型プロポーザル技術提案書作成要領

本件業務に係るプロポーザルの技術提案書の提出に当たっては、「令和 7 年度 公共交通ネットワーク構築事業 交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」及び本要領を遵守すること。

1 提出書類

特定審査の提出書類の様式は、次に示すとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル 技術提案書・・・・・・・・・・（様式 3-1、3-2、3-3）
- (2) 提案価格書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 4）

2 技術提案書（様式 3-1、3-2、3-3）の記載要領

(1) 提案書の記載項目

様式 3-1 及び様式 3-2 の項目について、様式 3-3 に具体的に記載すること。

なお、提案額について、積算の参考とするため、随意契約の相手方となる特定者には再度見積を依頼する。

(2) 提案書の提出部数等

(ア) 提案書の正本の表紙（様式提案書の正本の表紙（様式 3-1））には、応募者名（企業名、代表者）等を記載すること。ただし、副本の表紙（様式 3-2）には応募者名が類推できる記載はしないこと。

(イ) 提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の提案書が提出された場合は失格とする。

(ウ) 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(エ) 提案書の再提出は、提出期限までに限り認めるが、部分的な差替えは認めない。

(オ) 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出期限及び提出場所等

(ア) 提出期限 交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】のとおり。

(イ) 提出場所 東広島市都市交通部交通政策課

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限必着。）

3 提案価格書（様式 4）の記載要領

(1) 提案書の記載項目

(ア) 提案価格の欄に総額を記載すること。なお、総額には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

(イ) 業務内容欄には、本業務（2025 年度～2026 年度の取組）における実施項目を記載すること。

(ウ)項目が不足する場合は、行を追加し、記載すること。

(エ)企業グループの場合、「商号又は名称」欄に企業グループ名を併記した上で、代表企業について記載し、代表企業が提出すること。

(オ)提案価格額について、積算の参考とするため、随意契約の相手方となる特定者には再度見積を依頼する。

(2) 提出期限及び提出場所等

(ア)提出期限 交通連携基盤による公共交通利用促進(MaaS 展開)及び実証展開支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】のとおり。

(イ)提出場所 東広島市都市交通部交通政策課

(ウ)提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限必着。)

4 提出部数

(1) 特定審査提案書(様式3-1) 2部

特定審査提案書1部は受領印を押して返却する。

従って、郵送の場合は、プロポーザル提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(2) 特定審査提案書(様式3-2) 7部

(3) 特定審査提案書(様式3-3) 9部

※2部は様式3-1へ、7部は様式3-2へそれぞれ添付すること。

(4) 提案価格書 1部

5 留意事項

(1) 様式3-1及び様式3-2、様式4の用紙の大きさはA4判とすること。

(2) 様式3-3の用紙の大きさはA3判とし、表紙及び参考資料を除き3頁以内とすること。

(3) 本要領に定めのない書類及び図面等については受理しない。

(4) 虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。